

高知県社会福祉法人経営者協議会 会則

第1章 総則

(設置目的)

第1条 この会は、社会福祉施設等の経営主体である社会福祉法人等の強化と経営管理に関する連絡調整、基本的課題の調査、研究及び課題解決のための実践を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、高知県社会福祉法人経営者協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人等の経営基盤確立のための企画・調査及び研究
- (2) 社会福祉法人等の行う事業の育成及び強化に関する活動
- (3) 地域における公益的な取組みの推進
- (4) 会員相互の情報交換、研鑽及び交流
- (5) 会員に対する経営、財務及び労務等諸問題に関する相談事業
- (6) 高知県社会福祉法人経営青年会の活動支援
- (7) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、高知県内において社会福祉施設を経営し、本会の趣旨に賛同のうえ入会した社会福祉法人とする。

(入会および会費)

第5条 本会に入会するものは、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会又は除名された場合には、すでに納入された会費は返還しない。

(退会)

第6条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもってその旨を届けなければならない。

(除名)

第7条 本会は、会員が会員の義務に反したとき、又は本会の名誉を毀損したときには、総会の議決を経て除名することができる。

第3章 役員及び理事会

(役員の数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事17名以内
- (2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第9条 会長、副会長は、理事会において互選し、総会に報告する。

2 理事は、総会で選任する。選任の方法は別に定める。

3 監事は、理事会において選任し、総会に報告する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、予め会長が指名する順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織する。

4 監事は、本会の事業及び会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第11条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長専決)

第12条 予算及び事業計画等の軽微な変更については会長が専決する。

2 会長は、前項の規定により専決した事務については、直近の理事会に報告しなければならない。

(理事会)

第13条 理事会は、次に掲げる事項を掌る。

(1) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 総会に付議する事項及び総会により付託された事項

(3) 顧問・相談役の委嘱に関する事項

(4) 専門部会の設置及び運営に関する事項

(5) 理事候補者の推薦に関する事項

(6) その他会長が付議した事項

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

3 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 前項の場合、出席できない理事からあらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第14条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第5章 委員会

(委員会)

第15条 本会に、必要に応じて委員会を設置することができる。

第6章 総会

(総会)

第16条 総会は、毎年1回以上会長が招集し、開催する。

2 総会は、会員である各社会福祉法人を代表する理事長又はその職務を代行する理事をもって構成する。

3 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 理事の選任に関する事項

(3) 規程の制定及び改廃に関する事項

(4) その他会長が付議した事項

4 総会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

5 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって、総会に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出する。

第7章 会計

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席者総数の3分の2以上の議決を要する。

第9章 その他

(その他)

第20条 本会の運営について、この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会に諮り、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正会則は平成7年6月23日から施行する。

附 則

この一部改正会則は、平成11年6月7日から施行する。

附 則

この一部改正会則は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この一部改正会則は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この一部改正会則は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この一部改正会則は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この一部改正会則は、平成29年6月7日から施行する。